

令和元年度決算 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途

令和元年10月1日から消費税率が5%から10%（軽減税率8%）に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も消費税の1%分から2.2%分（軽減税率時1.76%）に引き上げられました。この地方消費税の増収分（社会保障財源化分）は、すべて社会保障施策（社会保障4経費…年金、医療、介護、子育て）に充てられることとされています。

令和元年度決算への社会保障財源化分の充当状況は次のとおりです。

■歳入 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 68,662 千円

■歳出 （単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳			
		特定財源	一般財源	うち社会保障財源化分の地方消費税交付金	
社会福祉	子ども福祉医療費給付事業 406	41,730	12,030	29,700	9,049
	障がい者福祉医療費給付事業 407	22,643	11,213	11,430	3,482
社会保険	国民健康保険事業（繰出金） 409	42,394	29,726	12,668	3,860
	介護保険事業（繰出金） 447	118,327	2,895	115,432	35,170
子育て支援	子育て支援センター運営事業 515	9,413	1,711	7,702	2,347
	小学校給食運営事業 1353	25,709	0	25,709	7,833
	中学校給食運営事業 1403	22,718	0	22,718	6,922
合計		282,934	57,575	225,359	68,662